

野田市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、収入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和7年6月17日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所  
名称 社会福祉法人野田みどり会  
住所 千葉県野田市鶴奉270番地の5
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
野田市岩木小学校老人デイサービスセンター使用料
- 3 指定をした日  
令和7年4月1日
- 4 委託をした日  
令和7年4月1日
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和11年3月31日まで